

令和7年3月5日
総務部人事秘書課

審査請求（不服申立て）及び公平委員会の裁決について

令和6年5月27日に公表した懲戒処分について、職員からの審査請求を受け、審査を行った福津市公平委員会から、令和7年1月31日付けで裁決がありました。
裁決により、処分内容は次のとおり修正となります。

1 修正年月日

処分年月日にさかのぼって修正

2 修正内容

減給処分 減給10分の1 1か月 → 戒告処分